

川崎市河川維持管理実施計画  
(令和6年度～令和10年度)  
【河川樹木編】

令和6年3月

川崎市建設緑政局

## 1. はじめに

本市が維持管理する河川区域には、サクラやモモなどの樹木が分布し、河川環境や景観の形成に寄与するとともに、多くの市民に親しまれています。一方で老木化の進行した樹木は、倒木や枝折れによる被害や洪水時における流下阻害など危険性があるほか、景観的な価値の低下も引き起こしています。

このため、令和4年3月に「川崎市河川維持管理計画」を策定し、安全な河川環境や良好な景観を保全するため、樹木を良好な状態で本市が維持管理する河川（図1）を対象に基本的な考え方を示しました。本計画は、その具体的な実施計画として、直近5ヶ年における各河川の樹木の伐採や植栽箇所等を示したもので、引き続き、樹木の適正な管理に努めてまいります。

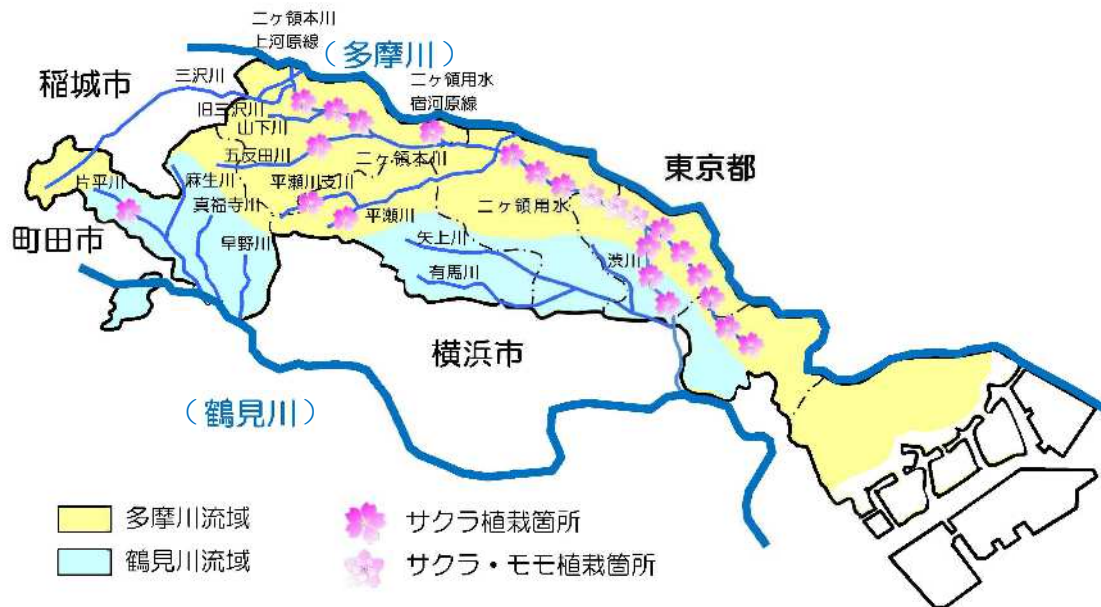


図1 川崎市河川位置図

## 2. 基本方針

### 2. 1 河川樹木の健全化

河川樹木については、本市が維持管理する河川区域内にある樹高 3m 以上のすべての高木を対象に令和 2 年度から外観診断を実施しており、診断結果に基づき、本計画では、表 2 に示す健全度に応じた対応の考え方のもと健全化を図り、官民連携した取り組みを進めます。

表 2.1 外観診断結果による対応方針

健全度		対応
A	健全か健全に近い	—
B1	注意すべき被害がみられる	経過観察
B2	著しい被害がみられる	経過観察・伐採
C	不健全	原則伐採

川崎市河川維持管理計画 令和 4 年 3 月 P78 より

#### 【健全化計画の基本方針】

河川樹木の伐採は、以下の①～③のいずれかに該当する樹木を対象とします。

- ① 外観診断で不健全（C 判定）とされた樹木
- ② 外観診断で著しい被害がみられる（B2 判定）とされた樹木の一部
- ③ 外観診断結果に関わらず、サクラ並木等に混在する実生木等（実（種）から自然発生した樹木）

なお、上記の基本方針によるものの他、河川巡視等により河川断面内で流下障害や河川管理施設等に支障をきたしている河川樹木が発見された場合や河川工事等に影響がある河川樹木については、地域住民に説明の上、適宜、伐採・伐根を実施するものとします。

<伐根について>

- 原則として、伐採の際は伐根も同時に実施しますが、伐根により、護岸や通路などの施設に大きな影響を及ぼす恐れがある場合は、切り株処理を行い腐朽させた後に伐根する場合があります。
- 既存の切り株についても、腐朽が進み護岸等への影響が少ない場合は、撤去を検討します。
- 切り株を伐根するまで期間は、河川巡視等により適切に状態把握や経過観察を行います。

## 2. 2 河川樹木の植栽

樹木の植栽は、洪水時に流下阻害を起こさないことや、樹木の主根が成木時においても護岸や通路等に影響を与えないようにする必要があることから、「川崎市河川維持管理計画」で示した植栽間隔を踏まえ、本計画では、次の考え方のもと官民連携した取り組みを進めます。

### 【植栽計画の基本方針】

河川樹木の植栽は、原則、次の①～③の全てに該当する箇所に植えられるものとしします。

- ① 老木化した樹木の伐採・伐根後、以下に示す適正な樹木間隔を確保するため植栽が必要な場合（図 2.2-1 参照）
  - ・サクラ等 樹高 10～15mとなる樹木：10m間隔を標準とする
  - ・モモ等 樹高 5m未満の樹木：5m間隔を標準とする

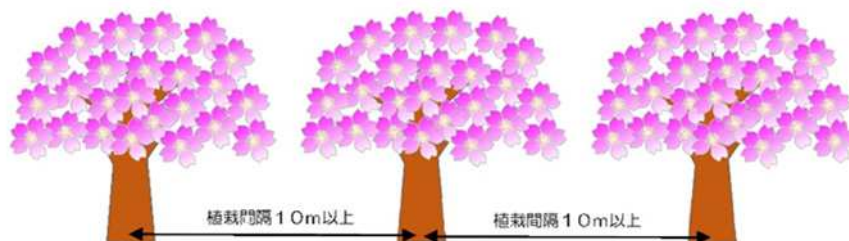


図 2.2-1 サクラ等 10m間隔の例

- ② 河川管理用通路など河川の流下阻害とならない場所である場合
- ③ 植栽後、河川管理用通路の幅員が 2.5m 以上確保できる場合（ただし、既存樹木が幅員 2.5m 未満で植えられている場合は別途検討する。）

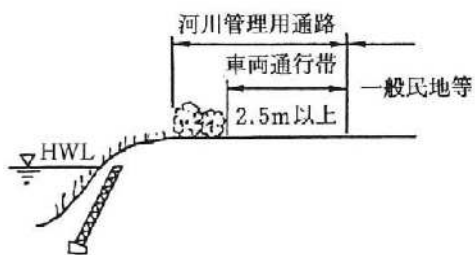


図 2.2-2 植栽後の河川管理用通路のイメージ

<植栽方法について>

- 植栽は沿川の樹種に合わせたものとするが、サクラのうちソメイヨシノは、てんぐ巢病に弱いため、シンダイアケボノやコマツオトメ等のてんぐ巢病に強い樹種に更新していきます。
- 植栽は原則として本市が実施しますが、市民や団体から寄付を受け付けることも可能ですので、希望される方は、各区道路公園センターにご相談ください。

■ ソメイヨシノ（染井吉野）



■ シンダイアケボノ（神代曙）



■ コマツオトメ（小松乙女）



## 2. 3 その他（河川樹木の剪定等）

### (1) 河川樹木の剪定

河川樹木の剪定については、景観の保持、樹形・樹姿の調整、病虫害防除、強風による枝折れ対策等を目的に沿川や親水空間を安全かつ円滑に通行できるように、引き続き、適正に維持管理していきます。

### (2) 市民との協働の取組

市民との協働の取組として、表-2 に示す川崎市と市民活動団体等の役割分担に基づき、樹木の軽易な剪定作業等について、河川愛護ボランティアや町会等の様々な市民活動団体と連携しながら、引き続き、実施していきます。

表 2.3 市民協働の取組に関する活動内容

主体	内容
川崎市	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市広報やHPにより市民活動の発信</li> <li>② 管理者として適正な管理（点検、剪定、伐採・伐根、植栽等）の実施</li> <li>③ 団体の活動への支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃道具等（軍手及びビニール袋）の配布</li> <li>・ボランティア保険に関わる名簿の確認</li> <li>・ごみ収集に関する関係機関との調整</li> <li>・意見交換会の開催</li> <li>・緑の活動団体登録の調整</li> </ul> </li> </ul>
市民活動団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① SNSなどを通じ、情報発信・収集</li> <li>② 市民活動の継続・発展による河川の付加価値の向上</li> <li>③ 河川及び水路の美化及び清掃活動等の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川及び水路内の散乱ごみ等の収集</li> <li>・軽易な除草及び樹木の剪定</li> <li>・市及び地域に対する情報提供</li> </ul> </li> </ul>

川崎市河川維持管理計画 R4(2022)年3月 P81 より

### 3. 実施計画

令和6年度から令和10年度の5ヶ年における河川樹木の実施計画は次のとおりです。なお、樹木の老木化の状況等により、伐採・植栽の時期が変更になる場合があります。

表3 河川樹木の維持管理実施計画

河川名	行政区	伐採	植樹
普通河川 二ヶ領用水 (円筒分水下流)	幸区	5	12
	中原区	49	24
	高津区	11	10
普通河川 渋川	中原区	29	2
一級河川 平瀬川	宮前区	20	2
一級河川 二ヶ領本川	多摩区	16	6
準用河川 二ヶ領用水 (宿河原線)	多摩区	4	0
準用河川 二ヶ領本川 (上河原線)	多摩区	7	1
準用河川 五反田川	多摩区	7	0
合計		148	57